

## 役所 甘いか しょっぱいか・・・

食わず嫌いは病の元、一度は舐め、口にしてみよう

### 一段ベットの夜間宿所から、生活保護の活用で畳の上へ

「生活保護といったとて、世間・役所は甘くない」は本当か？  
論より証拠、数字が示す現実

夜間学校のビラを見た人が、よく口にするのは、「生活保護といつても、そう役所も甘くないだろう」という言葉です。

確かに、易者のように、「黙って座れば、ピタリとあたる」というようにはいきません。役所の窓口に行つて、黙って座るだけで、お金になるわけではありません。それ相応の努力が必要ですよ。

「そうだろう、やはり甘くはない」といわれそうですが、求められる努力は、自分に関する事情を説明するという努力です。「それがかなわん」という人もいますが、そういう人は、ビラを配っているときに声を掛けみてください。成るか成らぬかわかりませんが、共に考えることは出来ると思います。

さて、魚の生きのよし悪しは目で分かる、といいますが、役所が甘いか辛いかはどこで判断すればいいのでしょうか。勿論、これはたとえであつて、役所は各個人の困窮の事実に基づいて、常に変わらぬ判断をしているのであつて、役所の判断に、甘い辛いはない、ということですが、やはり、役所の判断といえども、時代状況と無縁ではありません。

下の表は、釜ヶ崎（あいりん地域）で野宿している人や夜間宿所を利用している人、簡宿を利用している人の福祉相談窓口である大阪市立更生相談所の数字から作成したものです。

なんの数字かといえば、市更相へ生活保護の相談に行つて、居宅保護を受けることになった人を、今年と昨年で比較したものです。

先月6月で説明してみます。  
昨年6月には16件しか市更相の窓口から居宅保護となつた人はいなかったのですが、今年の6月は、昨年の19・2倍にあたる307件もあるということがわかります。

今年の上半期、半年間の合計は981件で、昨年一年分（252件）の3・9倍となつています。  
この数字をもつて「役所が甘くなった」というつもりはありませんが、世界的不況とい

大阪市立更生相談所敷金支給（窓口）月別状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2009(平成21)年	9件	152件	100件	193件	220件	307件							981件
2008(平成20)年	2件	14件	16件	36件	26件	16件	27件	21件	22件	14件	21件	37件	252件
前年との比較	4.5倍	10.9倍	6.3倍	5.4倍	8.5倍	19.2倍							3.9倍

う状況の影響があることは確かだと思えます。各人それぞれの生活が、社会の状況の影響を受けるように、役所といえども社会の状況と無縁に存在することは出来ないことを示しています。

表には書いていませんが、市更相の窓口から直接居宅保護というのとは別に、施設から居宅保護への移行もあります。

市更相に相談に行き、慢性病やアルコール依存症等を抱え、一時的に生活リズムを整えるため施設入所した人たちが、目的を達してアパート生活へ移行した数字ということになります。

今年の4月が38件、5月が32件、6月が51件となっています。施設も、生活建て直しのための一つの資源であることを示しています。それぞれの事情に合わせて、メニューを選びましょう。

「役所甘いかしよっぱいか」、それを判断するには、やはりそれが、今の状況でどうかを確かめに、役所の窓口へ足を運んで見るしかないでしょう。以前の経験もあることですが、「昔は昔、今は今」ということもあります。

まず、楽観的に考えましょう。炊き出しや夜間宿所を利用する状況にある自分が、今年、すでに居宅保護を受けた981人と違う立場であるわけではない、982人目は自分であるべきだと。

NPO釜ヶ崎も、千人規模の夜間宿所をいつまでも維持したいと考えているわけではないと思います。夜間宿所利用者が2百人になれば、三角公園の夜間宿所を閉鎖することが出来ます。ゼロになれば、すべて閉鎖できます。そうするために、市更相へ。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送ではなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分

をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。